

糸満市業務継続計画

【大規模災害】

～被害を最小限にするために～

平成31年3月

糸 満 市

目 次

1 業務継続計画の基本的な考え方	
（1）計画の目的	1
（2）地域防災計画との関係	2
（3）計画の基本方針	3
（4）発動及び解除時期	3
（5）発動権限者	3
（6）計画の推進及び見直し	4
（7）市民への周知	4
2 想定される大規模災害【参考】	
（1）被害想定	5
（2）予測結果の概要（市地域防災計画より）	5
3 業務継続計画の特に重要な6要素	
（1）市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	7
（2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	9
（3）電気、水、食料等の確保	10
（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	14
（5）重要な行政データの設置場所	15
（6）非常時優先業務の整理	17
4 教育訓練	
（1）職員災害対応訓練	21
5 計画の推進	
（1）計画の周知徹底	21
（2）計画の継続改善	21
6 協定締結団体一覧	
（1）地方公共団体等との協定	22
（2）民間事業者等との協定	22

1 業務継続計画の基本的な考え方

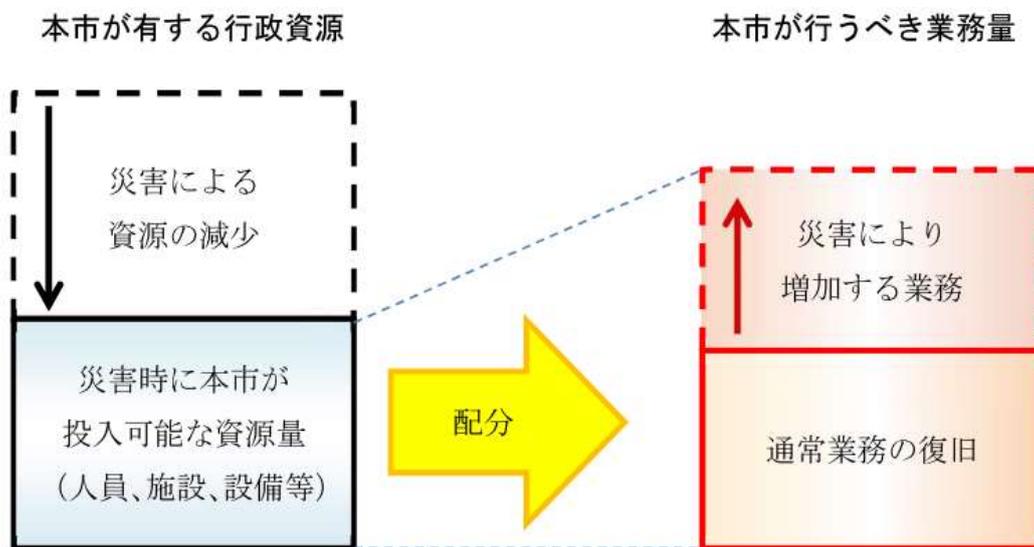
(1) 計画の目的

大規模災害が発生した場合は、市民のみならず市の施設、設備等も被害を受け、職員の登庁も困難となるため、本市は限られた資源（※1）を用いて増大する非常時優先業務（※2）及び通常業務に当たらなければなりません。

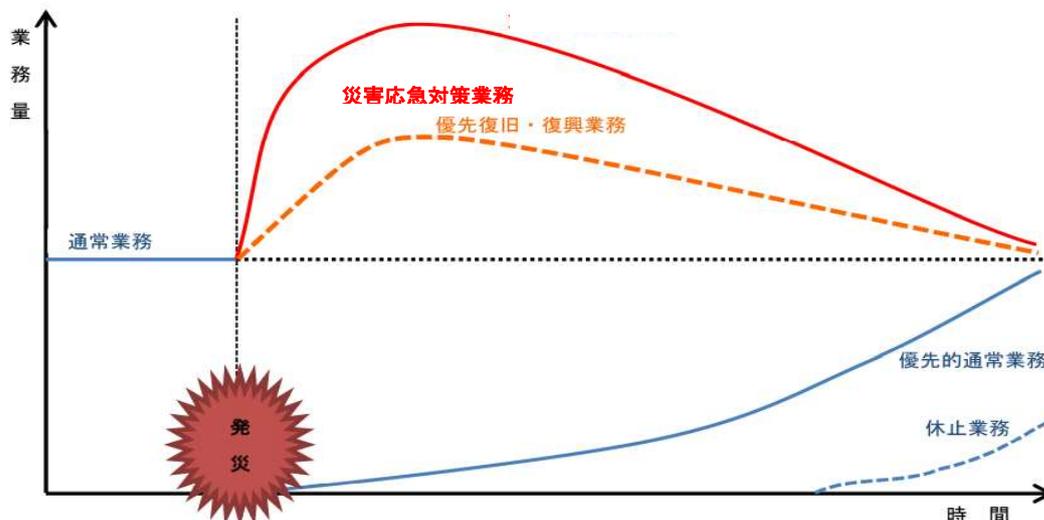
そのため、大規模災害時には、非常時優先業務を適切に実施し、災害直後の行政機能の停滞を最小限に抑えるため、あらかじめ、資源の確保、配分等について、「業務継続計画：BCP＝Business Continuity Plan」を策定するものです。

※1 資源：施設、設備、人員その他行政が業務を行うために必要なものを指す。

※2 非常時優先業務：災害発生時に優先して行う必要がある業務（災害発生時における応急業務に、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を加えたもの。）



非常時優先業務等の業務量の推移（イメージ）



(2) 地域防災計画との関係

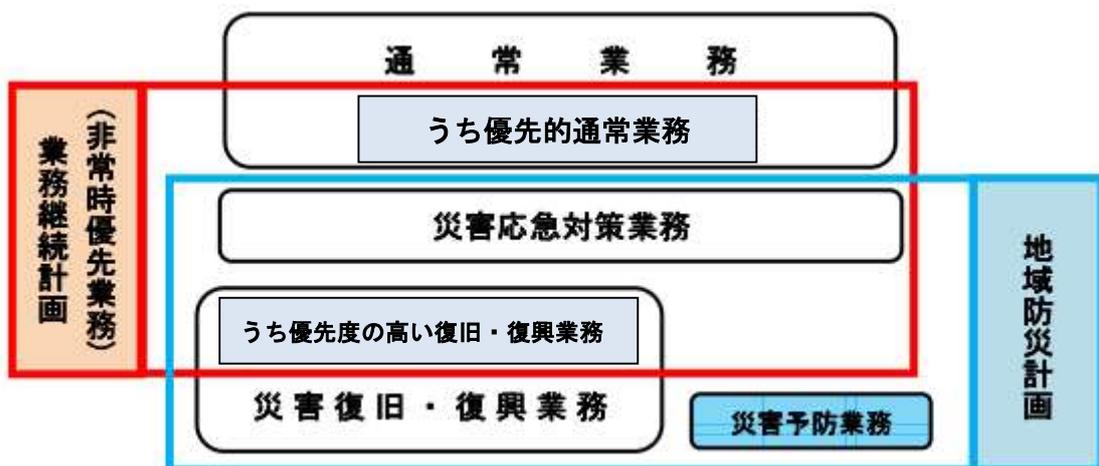
「地域防災計画」は本市、防災関係機関、事業者及び市民が災害の予防から応急対策及び復旧までの取組を総合的に定めた計画です。

これに対し、「業務継続計画」は、市庁舎や職員も被災するという前提の下、行政機能が低下し利用できる資源が制約される状況下において、地域防災計画に定めた本市が行政として行うべき、取組等を効率的かつ確実に実施するための計画であり、いわば地域防災計画の実効性を確保するための計画です。

業務継続計画と地域防災計画との比較

	業務継続計画	地域防災計画
策定組織	糸満市	糸満市防災会議
実施主体	・市	・市 ・防災関係機関（県、警察、自衛隊、ライフライン、通信等） ・市民
計画の趣旨	災害時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）	災害対策基本法に基づき、各機関が発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画
行政の被災	・庁舎、職員、電力、通信、情報システム等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	・想定しない
対象業務	非常時優先業務 ・災害応急対策業務 ・優先的通常業務 ・優先復旧・復興業務	災害対策に係る業務 ・災害予防業務 ・災害応急対策業務 ・災害復旧・復興業務

業務継続計画と地域防災計画の関係



(3) 計画の基本方針

大規模な災害が発生した場合の市としての責務を全職員が理解・共有し、目標達成のために一丸となって最善を尽くすため、以下に示す3つの基本方針を定めます。

〈方針1〉

市民の生命や財産等を最優先で守る。【非常時優先業務の遂行】

災害が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を守り、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に実施します。

〈方針2〉

必要な資源の確保に努める。【非常時優先業務の実施に必要な資源の確保】

市役所そのものが被災し、執務環境、職員、ライフライン等業務資源の制約下にあっても非常時優先業務を遂行するため、全庁的な視点により業務資源の確保・代替策を実施するとともに、適切な配分を行います。

〈方針3〉

優先度の低い通常業務は積極的に休止する。【非常時優先業務の実施体制確保】

必要となる人的資源、物的資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務については、原則として休止・縮小します。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指します。

(4) 発動及び解除時期

本計画は、次のいずれかの場合に発動します。

ア 市内で震度5強以上の地震等が発生し、糸満市災害対策本部が設置された場合

イ 市長が必要と認めた場合

本計画の発動期間は、原則、発災後1カ月とします。なお、被害状況を踏まえ、災害対策本部長（市長）の指示があった場合は、1カ月以内での終結又は期間の延長を行います。

また、解除時期については、災害応急活動が概ね完了し、平常時の体制がとれると本部長（市長）が判断し決定した時点とします。ただし、各対策部長は解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じ、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとします。

(5) 発動権限者

本計画の発動権限者は、糸満市災害対策本部長（市長）とします。なお、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときの代行順位は、副本部長（副市長）、副本部長（教育長）、総務部長とします。災害発生時には、計画の発動が流動的になることも考えられるため、発動前であっても、必要に応じて初期対応をとり、継続実施すべき非常時優先業務、休止する業務について適切な対応をとるよう努めるものとします。

(6) 計画の推進及び見直し

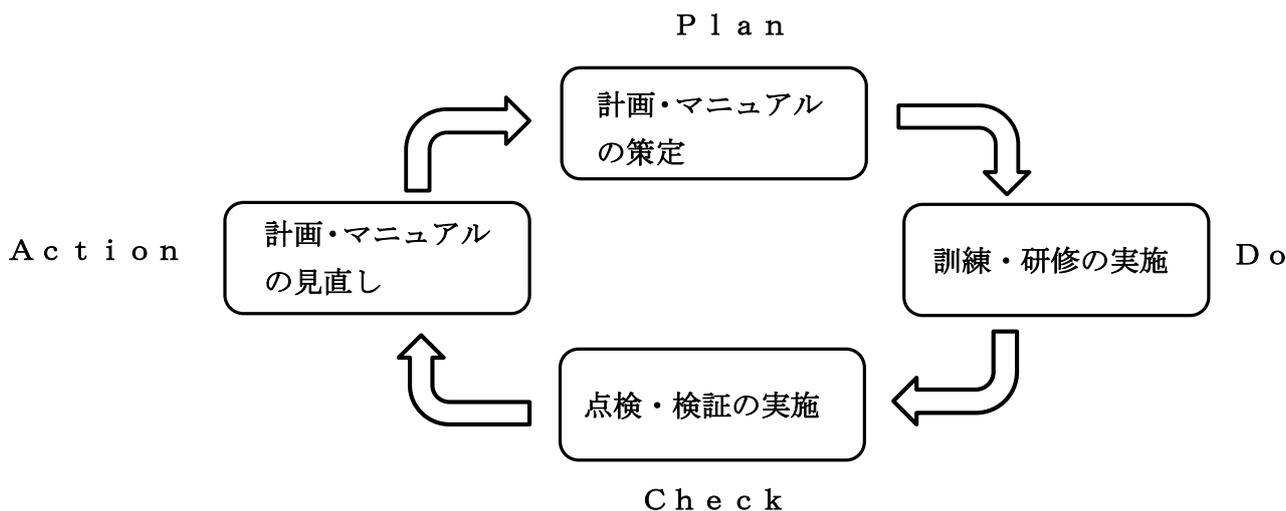
業務継続体制は、最初から完全に構築できるものではないため、本計画に基づき継続的に取り組むことによって業務継続体制の整備及び改善に努めるものとします。

各課においては、発災時の状況を想定し、職員の意識向上、非常時優先業務の実施方法の検討、業務に必要な資機材の確保などを通じて、業務継続体制の向上を図るものとします。また、本計画に定めがない事項についても、各課において業務継続のために必要があると認める事項については、本計画の趣旨を踏まえ、改善に努めるものとします

この場合において、全庁的な対応が必要な事項については、総務部総務課防災係で調整の上、計画的に改善を進めます。

計画の推進の過程において、課題が新たに判明した場合等であって本計画の修正が必要であるときは、適宜見直しを行い、本計画についても継続的な改善を図るものとします。

PDCAサイクルによる継続的改善



(7) 市民への周知

市が、業務継続計画の発動又は解除を行った場合は、市ホームページ、防災行政無線、報道機関などを通じて、市民に広く周知し、市の体制移行（一部業務の休止・縮小等）について、市民・企業等に理解と協力を求めます。

2 想定される大規模災害【参考】

(1) 被害想定

本市で想定される大規模災害は、地震、津波、高潮など各種自然災害等考えられますが、本庁舎が最も被害を受ける災害は、沖縄県が想定し、市地域防災計画に記載されている沖縄本島南部スラブ内地震（M=7.8 規模の地震）、沖縄本島南東沖地震3連動（M=9.0 規模の地震）が考えられます。

(2) 予測結果の概要（市地域防災計画より）

① 建物被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況建物棟数（棟）	全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	全壊率（％）	半壊率（％）
沖縄本島南部スラブ内地震	揺れ	16,558	1,317	2,877	8.0	17.4
	液状化		14	14	0.1	0.1
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		6 (焼失棟数)	-	0.0	-
	津波		-	-	-	-
沖縄本島南東沖地震3連動	揺れ	16,558	1,135	2,188	6.9	13.2
	液状化		14	5	0.1	0.0
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		13 (焼失棟数)	-	0.1	-
	津波		2,165	2,473	13.1	14.9

② 人的被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況人口（人）	死者数（人）	負傷者数（人）	死者率（％）	負傷者率（％）
沖縄本島南部スラブ内地震	建物倒壊	57,320	18	746	0.0	1.3
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		0	0	0.0	0.0
	津波		-	-	-	-
沖縄本島南東沖地震3連動	揺れ	57,320	15	590	0.0	1.0
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		0	0	0.0	0.0
	津波		441	7,365	0.8	12.8

注) 死者率及び負傷者率は、「沖縄県地震被害想定調査（平成26年3月）」に記載される現況と被害結果を基に計算した。なお、小数点第二位を四捨五入している。

③ ライフライン被害

ア 上水道

想定地震	給水人口 (人)	直後		1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	57,864	55,029	95.1	13,424	23.2
沖縄本島南東沖地震3連動	57,864	56,355	97.4	26,024	45.0

イ 下水道

想定地震	処理人口 (人)	直後		1ヶ月後	
		支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	32,177	13,509	42.0	97	0.3
沖縄本島南東沖地震3連動	32,177	32,177	100.0	4,402	13.7

ウ 電力

想定地震	電灯軒数 (軒)	直後		7日後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	41,233	8,406	20.4	0	0.0
沖縄本島南東沖地震3連動	41,233	14,797	35.9	5,390	13.1

エ 通信

想定地震	回線数 (回線)	直後		1ヶ月後	
		不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	16,921	3,520	20.8	237	1.4
沖縄本島南東沖地震3連動	16,921	7,390	43.7	2,565	15.2

3 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となって、その策定にあたっては、必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素があります。本市はこれらの6要素について、あらかじめ定めておくものとします。

(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	市長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損害以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応にあたり、情報の収集・発信・連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データの設置場所を確認すると共に被災時のバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

現時点の状況

① 市長の職務代行の順位

担当部署【総務課防災係】

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総務部長
・地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項及び糸満市地域防災計画によるものとする。		

② 配備体制基準と動員対象職員

配備体制	発令基準（地震・津波）	発令基準（風水害）	動員対象職員
第1 配備 （災害対策 準備体制）	1. 市内に震度4の地震が発生したとき 2. 沖縄本島地方に津波注意報が発表されたとき 3. 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒又は巨大地震注意）を発表したとき（R3.3追加）	1. 市内に次の警報の1つ以上が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ・暴風警報 2. 風水害の発生が予想され警戒を必要とするとき	・総務対策部（防災） ・建設対策部 ・経済観光対策 ・水道対策部 ・消防対策部 ※情報連絡体制が円滑に行える体制 ※災害警戒本部に円滑に移行できる体制
第2 配備 （警戒体制） 災害警戒本部	1. 市内に震度5弱の地震が発生したとき 2. 沖縄本島地方に津波警報が発表されたとき	1. 市内に特別警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 市内に風水害により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	・総務対策部（防災） ・企画開発対策部 ・建設対策部 ・経済観光対策部 ・水道対策部 ・福祉対策部 ・市民健康対策部 ・教育/指導対策部 ・支援対策部 ・消防対策部 ※災害対策本部の配置の必要に備える体制
第3 配備 （非常体制） 災害対策本部体制	1. 市内に震度5強の地震が発生したとき 2. 沖縄本島地方に大津波警報が発表されたとき 3. 市内に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置して、その対策を要すると市長が認めたとき 4. 市内に相当規模の災害が予想又は発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置して、その対策を要すると市長が認めたとき	1. 市内に風水害により災害が発生したとき、又は局地的であっても災害が特に甚大なとき	原則として全職員 ※ただし、災害対策本部長が災害の発生（予想を含む）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

※糸満市地域防災計画（P72～P78）の「糸満市災害対策本部事務分掌」に基づき活動します。

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

現時点の状況

担当部署【総務課防災係】

○ 市本部設置場所として指定している市役所本庁舎が使用不能な場合の代替施設の優先順位は次のとおりとする。

- 1 糸満市農村環境改善センター 2 糸満市立中央図書館 3 糸満市消防本部

※公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査の上、速やかに施設管理者と協議を行い、市本部を設置する。

今後の検討

(市有施設から選べない場合) 県や民間の主な施設のリストを作成する。

例 沖縄青少年の家、学校、コミュニティーセンター

代替庁舎検討用リスト

施設名	(耐震対応済みの場合○) 建築年	災害危険度			付帯施設・事務機器等					同時被災する可能性	代替庁舎候補
		津波 (海拔)	液状化	火災	非常用発電機 /燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ 等の備蓄	事務機器・備品		
糸満市農村環境改善センター 【鉄筋コンクリート2階】	H6 ○	○ 38m	○	○	△ 自家発電 (3h) 軽油	無 (対応可能)	無	有 (4,000食) (500mlpt 4,800本)	無	低い	○
糸満市立中央図書館 【鉄筋コンクリート2階】	H8 ○	○ 30m 一時避難場所	○	○	×	有	無	無	有 PC・機	低い	○
糸満市消防本部 【鉄筋コンクリート2階】	H2 ○	○ 34m	○	○	×	有 ・消防無線 ・衛星電話 ・防災行政無線	有 ・消防指令システム	有 (1,250食)	有 PC・機	低い	○

※ 災害危険度については、「発生の可能性がない(極めて低い)」「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とします。

(3) 電気、水、食料等の確保

(ア) 電気 (非常用発電機と燃料の確保)

・本庁舎

担当部署【総務課 総務係】

非常用発電機 1台 (本庁舎地下機械室) 発電容量 300KVA 運転可能時間 約59時間	燃料備蓄 (軽油) タンク4000L
<p>電力供給先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防設備 (消火栓) ○非常用照明 (各フロアー、廊下、階段) ○電話機 (8時間 使用可能) ○AGC自家発電コンセント (発電機回線) 各執務室1~2個設置 (赤印表示) <p>・発災後は、約59時間使用できるが、その後は停止する。 ・空調不可、エレベーター使用可。</p>	

・本庁舎、その他施設 (防災行政無線)

担当部署【総務課 防災係】

非常用発電機 1台 (本庁舎6階 屋外) 運転可能時間 約50時間	燃料備蓄 (軽油) タンク70L
<p>電力供給先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線 Jアラート自動起動 (本庁舎5階 放送室) 	

防災行政無線 屋外拡声子局84箇所 (市内)

・運転可能時間 5分放送、55分停止 (1時間に5分放送) を
連続20時間可能 (内蔵電池)

内蔵電池

・代替施設 (糸満市農村環境改善センター)

担当部署【農村整備課】

非常用発電機 1台 (場所 1階JA裏) 発電容量 35KVA 運転可能時間 約3時間	燃料備蓄 (軽油) タンク30L
<p>電力供給先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○糸満市農村環境改善センター施設内 <p>※運転可能時間は施設使用環境によって異なる。 燃料があれば継続運転できると思われる。</p>	

・代替施設 (糸満市立中央図書館)

担当部署【中央図書館】

・非常用発電機等	なし
----------	----

・代替施設（糸満市消防本部）

担当部署【消防本部】

非常用発電機 1台（1階発電機室） ・発電容量 6 KVA ・運転可能時間 約24時間	燃料備蓄（軽油） タンク36L
電力供給先 ○作戦会議室のみ	

（イ）水道、下水道、ガス

・本庁舎【水道】

担当部署【総務課 総務係】

高架水槽 1台（本庁舎屋上） 使用量 夏期23m ³ /日、冬期23m ³ /日	容量 受水槽 27m ³ （水道水） 33m ³ （雨水） 高架水槽6.6m ³ （水道水） 8.1m ³ （雨水）
・非常用発電機が停止すると、給水できなくなる。 ・受水槽の蛇口から直接バケツ等で汲むことも可能。（自家発電機室）	

・本庁舎【下水道】

担当部署【総務課 総務係】

・下水管の破損で、排水できなくなる恐れがある。

・本庁舎【ガス】

担当部署【総務課 総務係】

・プロパンガス等 なし
※給湯室等は全て電気使用

・代替施設（糸満市農村環境改善センター）【水道】

担当部署【農村整備課】

・高置水槽式 改善センター屋上 ・使用量：平均 26m ³ /月 ・地震等で水道管が破損し高置水槽に水が供給されないと、施設内水道が使用できなくなる可能性がある。
--

・代替施設（糸満市農村環境改善センター）【下水道】

担当部署【農村整備課】

・合併処理浄化槽にて処理（1階JAとの共有使用） ・処理能力340人

・代替施設（糸満市農村環境改善センター）【ガス】

担当部署【農村整備課】

LPG 50kg（1階 県道側に設置） ・耐震仕様になっており、地震発生時、震度5以上で緊急遮断弁がおり使用できなくなる。 ・火災の場合使用できない。

- ・ガス漏れがあれば自動で停止し、点検終了まで使用できない。
(専門業者でないと開けられない) ※供給業者 J A ガス

・代替施設 (糸満市立中央図書館) 【水道】

担当部署【中央図書館】

- 貯水槽 8 m³ 1 台 (市より直結)、 雨水槽 8 m³ 1 台 (トイレ・散水用)
- ・ 使用量 : 平均 夏期 (5 月 ~ 10 月) 24.3 m³/日
冬期 (11 月 ~ 4 月) 21.1 m³/日
- ・ 停電時、揚水ポンプ (圧力揚水式) への供給が止まり、雨水槽が給水不能となる。
- ・ 雨水受水槽の水抜きから (バケツ、汲み上げポンプにて) 使用することも可能。

・代替施設 (糸満市立中央図書館) 【下水道】

担当部署【中央図書館】

- ・ 市の下水道へ放水。
- ・ 下水管の損傷で排水できなくなる恐れがある。

・代替施設 (糸満市立中央図書館) 【ガス】

担当部署【中央図書館】

- L P G 38 kg (図書館 1 階北側)
- ・ 耐震仕様になっており、地震 (震度 5 以上) の際は自動的に停止し、異常がなければ復旧ボタンで再開できる。
- ・ ガス漏れがあれば自動で停止し、点検終了まで使用できない。
(専門業者でないと開けられない) ※供給業者 J A ガス

・代替施設 (糸満市消防本部) 【水道】

担当部署【消防本部】

受水槽 1 台 (庁舎北側階段付近)

容量

10 m³ (上水)

※ 停電でも直結のため使用可。

・代替施設 (糸満市消防本部) 【下水道】

担当部署【消防本部】

- ・ 合併処理浄化槽にて処理
- ・ 処理能力 40 人

・代替施設 (糸満市消防本部) 【ガス】

担当部署【消防本部】

- L P G 20 kg × 2 本、予備 1 本 計 3 本 (庁舎 1 階北側ボンベ庫)
- ・ 2 口コンロ (庁舎 2 階)、1 口コンロ (庁舎 1 階)
- ・ 耐震仕様になっており、地震 (震度 5 以上) の際は自動的に停止し、異常がなければ復旧ボタンで再開できる。
- ・ ガス漏れがあれば自動で停止し、点検終了まで使用できない。
(専門業者でないと開けられない) ※供給業者 J A ガス
- 給油機 1 台 (灯油) (庁舎 1 階北側外灯付近)
- ・ シャワー室、洗面、台所

(ウ) 食料等の備蓄 (糸満市職員用)

・本庁舎

担当部署【総務課 防災係】

- | | | |
|--------|---|----------|
| ○水 | あり | (6階防災倉庫) |
| ○食料 | あり | (6階防災倉庫) |
| ○仮設トイレ | なし | |
| ○携帯トイレ | なし | |
| ○消耗品等 | コピー用紙A4 : 50箱 (125,000枚)、A3 : 10箱 (15,000枚)
トイレットペーパー : 500ロール | |

・代替施設 (糸満市農村環境改善センター)

担当部署【農村整備課】

- | | | |
|--------|---|----------|
| ○水 | あり | (2階防災倉庫) |
| ○食料 | あり | (2階防災倉庫) |
| ○仮設トイレ | なし | |
| ○携帯トイレ | あり | (2階防災倉庫) |
| ○消耗品等 | コピー用紙A4 : 2箱 (5,000枚)、トイレットペーパー 150ロール (2階防災倉庫)
※市の指定避難所になっているので、生活消耗品等は整備されている。 | |

・代替施設 (糸満市立中央図書館)

担当部署【中央図書館】

- | | | |
|--------|--|--|
| ○水 | なし | |
| ○食料 | なし | |
| ○仮設トイレ | なし | |
| ○携帯トイレ | なし | |
| ○消耗品等 | コピー用紙A4 : 3箱 (7,500枚)、トイレットペーパー 200ロール | |

・代替施設 (糸満市消防本部)

担当部署【消防本部】

- | | | |
|--------|---|--------|
| ○水 | なし | |
| ○食料 | あり | (階段倉庫) |
| ○仮設トイレ | なし | |
| ○携帯トイレ | なし | |
| ○消耗品等 | コピー用紙A4 : 5箱 (12,500枚)、トイレットペーパー 200ロール | |

今後の検討事項

- | |
|---|
| ○ 本庁舎1階地下の非常用発電機は、津波被害を受けるリスクが高いため、業務用のインバーター発電機が別に必要。(総務課総務係) |
| ○ 起動点検を毎年度実施する。 |
| ○ 水、食料、携帯トイレ、消耗品等の備蓄は、全職員の3日分の整備を検討する。(総務課防災係) |
| ○ 職員に対し、市民と同時に、自助の観点から各自で最低3日分の飲料水・食料を備えておき、参集時にはペットボトル等を自分自身で持参するよう周知する。(総務課防災係) |

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

現時点の状況

通信機器の確保

担当部署【総務課 防災係】

1 防災行政無線	
○親局（糸満市役所5階 放送室）	1局
○可搬型親局（糸満市消防本部1階 指令室）	1局
○補助局（糸満市消防本部1階 指令室）	1局
○屋外拡声局	84局
	計 87局
2 沖縄県防災行政無線（衛星系）	
○衛星電話（全課、消防）	固定電話機から発信可能
	※ダイヤル方法「沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号簿」参照
3 糸満市	
○優先電話（糸満市役所3階 総務課防災係）	携帯1台
4 糸満市	
○災害時優先電話（糸満市役所1階公衆電話 総務課防災係）	
	※NTTとの「災害用特設電話の設置利用に関する協定」により設置
5 その他	
○毎年度、防災行政無線の使用訓練を実施	
○災害対策要員名簿（連絡先等）は、毎年4月に作成	

今後の検討事項

○全課及び消防に対し、平常時の衛星電話の使用を促していく。（官公庁間の通話は無料）
○NTTとの協定により、災害時優先電話回線を市内学校等（19箇所）に整備を行ったが、電話機の設置には至っていない。指定避難所を優先に整備していく必要がある。

(5) 重要な行政データのバックアップについて

現時点の状況

担当部署【行政経営課、各システムの管理課】

系列	番号	システム名	管理課	内容	バックアップ 設置場所
基幹系システム	1	戸籍システム	市民課		電算室(5F)
	2	住民基本台帳システム	行政経営課	税・福祉・教育含む	電算室(5F)
	3	確定申告支援システム	税務課	確定申告、給与支払報告書の受付に使用。	電算室(5F)
	4	人事給与システム	人事課		電算室(5F)
	5	財務会計システム	財政課		ASP/SaaS
	6	生活保護システム	社会福祉課		電算室(5F)
	7	生活保護レセプト管理システム	社会福祉課		ASP/SaaS
業務系システム	1	Web サーバ	行政経営課		電算室(5F)
	2	地域 NW システム	行政経営課		電算室(5F)
	3	ドメインコントローラ	行政経営課		電算室(5F)
	4	ファイルサーバ	行政経営課		電算室(5F)
	5	ネットワーク監視サーバ	行政経営課		電算室(5F)
	6	監視カメラ用 NAS	行政経営課		電算室(5F)
	7	水道部業務用サーバ	水道部総務課	料金システム	原課
	8	水道部業務用サーバ	水道部総務課	会計システム	原課
	9	固定資産台帳システム	財政課		原課
	10	入札管理支援システム	財政課		原課
	11	家屋評価図形計算システム	税務課		原課
	12	積算システム	農村整備課	土木積算システム	原課
	13	算明 Pro	建設課	土木積算システム	
	14	Cakc!Itaku	建設課	委託業務見積作成システム	
	15	法定・法定外公共物管理システム	建設課		
	16	算明 V	都市計画課	土木積算システム	
	17	Cakc!Itaku	都市計画課	委託業務見積作成システム	
	18	糸満市用途検索システム	都市計画課	用途地域検索システム	
	19	期日前投票管理システム	選挙管理委員会		原課
	20	農地台帳システム	農業委員会事務局		
	21	地図システム	農業委員会事務局		

業務系システム	22	画像データ検索システム	生涯学習課	歴史的資料（画像）検索システム	原課
	23	業務サーバ	中央図書館	図書システム	原課
	24	献立作成	学校給食センター		
	25	学校専用ファイルサーバーシステム	教育委員会 学校教育課		電算室(5F)
	26	例規システム	総務課		ASP/SaaS
	27	個人情報取扱業務 WEB システム	総務課		ASP/SaaS
	28	校務支援システム (スクールエンジン)	教育委員会 学校教育課	学籍管理、成績管理等	ASP/SaaS

現状

- 基幹系システム及び一部の業務システムの行政データは、電算室（5階）においてバックアップしている。
- 大部分の業務システムの行政データは、庁舎内（各課）でバックアップされている。また、一部ではクラウド（ASP/SaaS）を取り入れている。
- バックアップの頻度はシステムによって異なるが、最短のもので1日に1回である。

今後の検討事項

- 2階以下の階で保管しているバックアップは、復旧保管場所の検討が必要である。
- 災害時における非常時優先業務等の実施にあたり必要となる電子及び紙のデータを特定する。
- 災害時において、停電等によりシステムが稼働できない場合を想定し、紙データ等での業務継続方法について検討する。
- バックアップの有無に拘わらず基幹系・業務系システムそれぞれについて復旧体制の確認を行う必要がある。
- 非常時優先業務にかかるシステム復旧の要否や、同復旧にかかる要員・体制の確保に向けた検討が必要である。（これらの具体的な復旧方法等については、今後、IT-BCPの策定していく中で検討していく。）

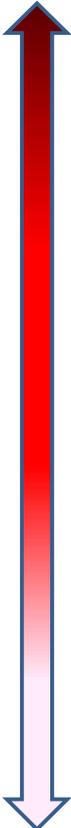
(6) 非常時優先業務の整理

非常時優先業務とは、大規模災害時に、優先して実施すべき業務のことであり、災害応急対策業務、優先復旧・復興業務及び通常業務のうち優先度の高いものを合わせた業務を指します。

災害時には非常時優先業務を実施するため、通常業務を可能な限り休止または縮小することにより、職員等の資源を確保し非常時優先業務に集中的に投入することとなります。

以上の考え方により、災害時の非常時優先業務を選定しました。

【非常時優先業務の優先区分】

区分	業務	業務内容	災害時必要度	区分及び着手目標
非常時優先業務	災害応急対策業務	災害発生時に最優先で行わなければならない業務 ○人命の救出及び救助並びに被害の拡大防止に関する業務 ○災害時対応のため意思決定に必要な業務 (例) 災害対策本部の設置、避難所の開設など	 高	最優先業務 S 直ちに
	優先復旧・復興業務	災害発生時に優先して行わなければならない業務 ○市民の生活基盤の回復のための業務 (例) 災害相談窓口の設置 災害復旧に伴う財政支援の確保など		優先業務 A 1日以内
	優先的通常業務	通常業務のうち、休止することで市民生活等に重大な支障を及ぼす業務 ○市民の生命・身体・財産を守る業務 ○市の意思決定や法令遵守のために必要な業務 ○その他休止して市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある業務 (例) 戸籍事務、住民票移動登録事務、各種手当等の支給事務、各種許認可等に関する事務(長期の休止ができないもの埋火葬許可など)		優先業務 B 3日以内
休止業務	通常業務のうち、非常優先業務履行のため、積極的に休止を検討する業務 ○災害復旧・復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務＝原則的に優先的通常業務以外の通常業務 (例) 職員研修など	低		

【非常時優先業務一覧】

担 当 部 局	非常時優先業務			休止業務
	災害応急対策業務 (直ちに)	優先復旧・復興業務 (1日以内)	優先的通常業務 (3日以内)	
総 務 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置(会議の開催、災害対策の方針決定) ○職員の非常参集、安否確認、労務管理 ○応急避難(勧告等の発令、伝達) ○災害の情報収集(情報等の収集、県への報告) ○庁内各部局との連携 ○自主防災組織との連絡調整 ○備蓄品の供給調達 ○国、県、関係機関への被害報告 ○関係機関との連絡・調整 ○災害救助法関係事務の総括に関する事 ○庁舎管理に関する事(庁舎災害把握) ○災害ボランティアの受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策に必要な予算措置 ○災害時応援協定団体への要請 ○総合受付、郵便物の收受、発送、その他総合管理事務 ○庁舎管理に関する事(電話通信システムの復旧) ○市税等の課税客体の調査・賦課事務(減免事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ○条例、規則等の審査及び管理 ○職員の安全衛生・健康管理 ○罹災証明の発行 ○庁舎管理に関する事 ○収納業務 ○戸籍謄抄本等の諸証明書の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の人材育成 ○税の総括管理 ○収納向上対策
企 画 開 発 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報、被害応急対策及び救助活動の広報に関する事 ○HP、広報車などによる市民への災害情報の伝達 ○避難所等の情報発信 ○電算情報システム復旧要員の確保 ○電算情報システムの調査及び応急復旧 ○本部長等の秘書事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報機器及びソフトの管理に関する事 ○報道機関との連絡 ○発災1日後の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報整理 ○基幹統計調査(災害措置にて除外されたものを除く) ○その他業務にかかる電算情報システムの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁議の開催 ○単年度計画の策定 ○広報いとまんの発行 ○基幹統計調査(災害措置にて除外されたもの) ○統計調査員確保対策事業 ○平和関連事業 ○男女参画事業 ○交流事業

福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○市要配慮者支援計画の推進 ○避難所開設 ○避難所管理等協力 ○避難所からの災害情報収集・集約 ○食料・生活必需品の提供 ○救援物資の募集・受入・ ○義援金の募集及び受付 ○被災者生活再建支援金の支給に関すること ○日赤業務 ○要保護児童の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○移送サービス ○障がい者の社会生活支援 ○相談窓口の設置 ○ボランティアとの連携 ○物資集配拠点の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法による相談・調査・指導・扶助費の支給 ○在宅福祉サービス ○介護認定業務 ○子育て認定 ○保育園等の運営（応急保育） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ふくらしゃ館運営 ○障がい者スポーツ大会 ○敬老会の開催
市民健康対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所管理等協力 ○被災者の健康管理 ○安否情報に関すること ○死体の収容及びこれに必要な措置 ○医療業務 ○感染症対策 ○災害廃棄物対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理（搬入、搬出に関する他自治体との事前協議） ○国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物対策の調整 ○環境苦情処理対策 ○災害相談市民窓口 ○国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険給付等 ○緊急を要する健康相談・訪問指導 ○災害時におけるペットの取扱いに関する啓発（避難所含む） ○住民異動届受付 ○戸籍届受付 ○埋火葬許可書発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動支援センターの運営 ○畜犬の登録及び照会 ○自治連絡員会議 ○各種健診（検診）、教室事業
経済観光対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○農地や農道等の災害復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○農作物や農業施設の被害調査 ○商業、観光施設や工業団地の被害調査 ○水産、漁業関連施設の被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理（道の駅） ○畜産の振興（家畜伝染病の予防と対応） ○農地法等に係る申請受付・審査事務 ○観光客への適切な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化の推進 ○友好都市との交流 ○農地台長の整理 ○イベント業務
建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○市道、橋梁、排水路等の維持管理業務（調査、苦情、要望に関する業務） ○土砂災害危険箇所等の警戒 ○水防に関すること ○仮設住宅等の確保・管理 ○被災建築物の応急危険度判定に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○市道、橋梁、排水路等の維持管理業務（設計、工事に関する業務） ○公園や広場の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に関する事務 ○市営住宅の管理・運営・使用料の徴収 ○建築物の許可及び認定 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園や広場の整備 ○換地計画の作成・実施 ○市道等の除草剪定作業

水道 対策 策 部	水道関係 ○水道対策本部の設置 ○情報収集・問い合わせ対応・安全確保 ○基幹施設の被害状況把握 ○応急給水計画の実施 下水道関係 ○下水道対策本部の設置 ○応急復旧（下水道施設） ○職員の安否確認 ○処理場との連絡調整 ○県への被害状況等の連絡 ○緊急、点検、緊急調査 ○支援要請	水道関係 ○被害情報の収集整理・報告 ○水道施設維持管理 ○水質管理（応急給水） ○応急給水の広報 ○応援要請 下水道関係 ○処理場、ポンプ施設及び重要な幹線管渠の目視調査	水道関係 ○応急対策 下水道関係 ○下水道施設管理の点検に関すること	○水道計画策定 ○職員研修 ○下水道排水設備等窓口業務
教育 指 導 策 部	○学校施設の被害調査 ○被災施設の立入禁止措置等 ○指定避難所設置に伴う事務調整 ○学校安全関係業務	○学校被災施設の復旧事務 ○被災児童生徒の調査 ○学校施設の被害復旧対策 ○スポーツ施設、図書館、給食センターの応急復旧	○学校施設維持管理事務 ○地域資源の調査と保存	○就学援助事務 ○各種イベント、大会の開催、支援 ○食育の推進 ○青少年センター、生涯学習支援センターの開館
支 援 策 部	○議会事務（傍聴者の避難誘導、被災者の救出、議場・会議室等の被災状況の確認） ○他部署の応援 ※支援対策部：議会事務局、出納室、監査事務局	○議会開催会場の確保 ○議場システムの復旧	○当面の議会対応に関する情報提供 ○災害対応のための議会運営委員会等の開催 ○国政地方選挙の管理執行 ○出納事務	○行政視察の受入 ○議会だより発行 ○会議録作成業務 ○選挙の常時啓発 ○各種監査業務
消 防 本 策 部	○消防指揮本部設置 ○消防隊編成の基準に基づく出動命令 ○水火災その他の災害の警戒防御 ○火災等原因損害調査 ○消防団に関する事務 ○水防対策の推進 ○災害広報活動	○病院照会の対応	○火災原因検査事務 ○建築同意に関する事務 ○各種許可及び届出受付事務 ○罹災証明書発行事務 ○災害現場写真の記録保存	○人材育成・研修 ○消防出初式 ○火災予防の普及啓発 ○消防設備の指導及び検査 ○危険物施設等の指導に関すること ○査察業務 ○防火管理者の指導 ○防火委員会に関すること

4 教育訓練

(1) 職員災害対応訓練

訓練名	内容	対象	頻度(時期)
新採用職員研修	職員参集の基準、災害対応に基礎知識の研修	新規採用職員	年1回(4月)
土砂災害・全国統一防災訓練	土砂災害警戒情報を活用した避難訓練及び情報収集訓練	土砂災害警戒区域の住民、各部局職員	年1回(6月)
災害対応図上訓練	地震や浸水害に対し、各部局の情報伝達及び状況判断の訓練	関係課職員	年1回(7月)
業務継続計画(BCP)研修	各担当部局の非常時優先業務と災害時職員初動マニュアルを各部局の職員へ周知	各部局職員	年1回
職員初期行動防災訓練(消火・避難訓練)	職員の初期行動・避難誘導消火訓練(初期消火・通報)を消防本部の指導を受け実施	全職員	年1回
糸満市総合防災訓練	市民の防災意識の向上と、防災関係機関の連協強化を図る訓練	各部局職員 市民 防災関係機関	適宜
中堅職員研修	地域防災計画、市の防災対策等の研修	中堅職員	年1回(1月)
防災講演会	防災専門家等による講演会	全職員 市民	年1回(3月)

5 計画の推進

(1) 計画の周知徹底

大規模な地震発生時に非常時優先業務を円滑化かつ迅速に実施し、速やかな復旧・復興及び市民生活の安定を図るため、各部局は、平常時から本計画内容を共有し、業務執行体制の確保に向け、非常時優先業務の実施手順や役割分担等の整理、連絡体制の確認、各課題に対する対策の実施など具体的な取組みを進めます。

また、各職員それぞれの取組みが組織の業務継続につながるものであることから、各部局においては、職員一人一人が非常時優先業務の重要性を認識するよう、訓練等の機会を活用し、本計画内容の周知徹底を図り、各職員は、災害時の役割、登庁経路等の確認、食糧等の確保など各自が行うべきことを確認します。

(2) 計画の継続的改善

本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容の変更、施設設備の変更等があった場合に必要な改定を行うほか、訓練等の実施や検証を通じて、新たな課題を洗い出し、継続的に改善を行い、災害対応力の向上を目指します。

6 協定締結団体一覧

(1) 地方公共団体等との協定

協定の名称	自治体名等	主な内容	締結年月日
災害時の情報交換及び応援に関する協定	沖縄総合事務局	情報提供（情報連絡員（リエゾン））の派遣	H26.9.9
糸満市防災行政無線の活用に関する覚書	糸満警察署	重要凶悪事件及び同種事件の注意喚起（住民の安全の確保）	H28.1.15
災害時相互応援協定	豊見城市	食料・飲料水及び防災資機材の提供、人員応援等	H28.8.4
災害時相互応援協定	那覇市	食料・飲料水及び防災資機材の提供、人員応援等	H28.8.24

(2) 民間事業者等との協定

区分	協定の名称	締結先	主な内容	締結年月日
情報収集	災害情報等の放送に関する協定書	F Mたまん	災害が発生又は発生の恐れがある際の非常災害放送	H21.2.2
	緊急情報割込放送に関する協定書	F Mたまん	全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動割込放送	H25.9.27
	災害時等におけるドローンによる情報収集に関する協定書	沖縄ツーリスト（株）	災害時等のドローンによる情報収集	H29.11.6
食料・生活必需品の調達	災害時対応自動販売機設置協定	沖縄コココーラ（株）	飲料水提供	H20.11.17
	災害時対応自動販売機設置協定	サントリーフーズ沖縄（株）	飲料水提供	H30.12.14
	災害時における物資の供給に関する協定	サントリーフーズ沖縄（株）	飲料水提供（役所6階備蓄） 20×120本	H30.12.14
	災害時における備蓄食糧及び搬出に関する協定書	自主防災会（南区、前端区、新川区、西崎1丁目、西崎ニュータウン、西崎第2団地）	市が保有する備蓄食糧及び飲料水の管理保管	H25.4.25
	災害時における物資の供給に関する協定書	サンエー、金秀商事、丸大、イオン琉球	食料等の協力供給	H28.2.26

区分	協定の名称	締結先	主な内容	締結年月日
救出 救助	災害時における災害救助犬の 出動に関する協定書	沖縄県災害救助 犬協会	災害救助犬による搜索活動	H30.3.27
公 共 施 設 及 び 設 備 の 応 急 復 旧	災害時等における応急活動の 協力に関する協定	糸満市電管事業 協同組合	水道施設の応急復旧 (市水道事業管理者による締結)	H18.4.25
	災害時応援協定書	糸満市建設業協 会	公共土木施設の応急復旧 (道路啓開等)	H19.11.5
	災害時におけるL P ガスの供 給に関する協定書	沖縄県高圧ガス 保安協会L P ガ ス部会	公共施設等へのガス供給 (公共施設、避難所、病院等)	H26.10.17
	災害時の資機材レンタル供給 に関する協定	ニッシン (株)	支援物資の荷役・輸送用資機材 及び応急対策資機材の提供	H29.5.23
	災害時における救援体制に関 する協定書	沖縄レッカー・自動 車設備事業協同組合	災害救援活動の阻害となる障 害物や車両等の除去	H30.3.27
	災害時応援協定書	南部地区鉦山興業 共同組合、沖縄県 鉦山事業協同組合	災害救援活動の阻害となる障 害物等の除去及び応急復旧作 業の支援	H31.1.24
	災害時における資機材レンタ ル供給に関する協定	(株)BRILLIANT、 (株)ダイワテック	応急対策資機材 (ソーラーシ ステムハウス、トイレ等) の提供	R1.8.19
そ の 他	災害用特設電話の設置・利用 に関する協定書	N T T 西日本 沖縄支店	避難所における避難者、及び帰 宅困難者の通信の確保 (学校等 19 箇所利用可)	H29.1.20
	災害発生時における糸満市と糸満市 内郵便局の協力に関する協定書	日本郵便株式会 社	郵便業務に関する協力支援	H29.8.4
	大規模災害時における相談業 務の支援に関する協定書	糸満市士業等ネッ トワーク協議会	相談業務の支援 (企業診断士、弁護 士、司法書士、社保労務士、公認会計 士、行政書士、土地家屋調査士、不動 産鑑定士、税理士、宅建取引業)	H30.3.28
	災害における支援に関する協 定書	沖縄県土地家屋調査 士会、沖縄県公共嘱 託登記土地家屋調査 士協会	被害認定調査 罹災証明発行の相談 登記、境界問題等の相談所開設	H30.7.30
関 連	災害時に要援護者の避難施設 として民間社会福祉施設等を 使用することに関する協定	沖縄偕生園 白寿園 愛の園福祉会 以和貴会	要援護者の福祉避難所の受入 (福祉部による協定締結)	H18.8.8